

「 PFAS 規制 」 への対応について

PFAS 規制の動向

現在、有機フッ素化合物である PFAS について各国・各機関にて目標値等が検討・設定されております。PFAS の定義について、経済協力開発機構(OECD)では『少なくとも 1 つの完全にフッ素化されたメチルまたはメチレン炭素原子(H / Cl / Br / I 原子が結合していない)を含むフッ素化物質』と定義しており具体的な物質のリストは示されておられません。

また、欧州においては広範囲にわたっており『完全にフッ素化されたメチル(CF₃-)またはメチレン(-CF₂-)の炭素原子(H / Cl / Br / I 原子が結合していない)を少なくとも 1 つ含むあらゆる物質』と定義しており、約10000物質を対象に検討されております。

現在の弊社・規制対応

PFAS(※1)の一部には PFOA(※1)・PFOS(※2)があり、これらは以前より環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が指摘されており、下記3項目にて使用規制されています。

- ① REACH規則 欧州連合 (EU) における化学品の登録・評価・認可および制限に関する規則
- ② POPs条約 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
(日本を含む 181 ヶ国及び EU が締結 2018年12月現在)
- ③ 化審法 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(日本)

弊社製品は、PFOA・PFOS を意図的に使用しておらず、上記3項目の「REACH規則」「POPs条約」「化審法」へ対応しております。

今後も、法令を遵守し PFAS 規制の動向につきましても調査・監視を行い最新の情報入手に努め、規制への対応について随時ご案内を申し上げます。

※1 PFAS ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物の総称

※2 PFOA ペルフルオロオクタン酸

※3 PFOS ペルフルオロオクタンスルホン酸

参考資料 PFAS の全体像について (環境省)

<https://www.env.go.jp/content/000107498.pdf>

お問合せは弊社お客様相談室まで
0120-52-3132